## 令和5年度 第1回 尼崎市総合教育会議 議事録

【日 時】 令和5年4月27日(木)午後2時30分~午後4時

【場 所】 尼崎市役所 4-1 会議室

## 【出席者】 尼崎市総合教育会議構成員

松本 眞 市長/座長

白畑 優 教育長

德山 育弘 教育委員

太田垣亘世 教育委員

中平 了悟 教育委員

正岡 康子 教育委員

# 関係者(尼崎市総合教育会議設置要綱第6条)

吹野 順次 副市長

能島 裕介 理事

森山 太嗣 こども青少年局長

安田 博之 教育次長

增田 裕一 教育次長

朴 志 こども青少年部長

西村 和修 管理部長

渡邉 明美 学校教育部長

中道 隆広 学校支援担当部長

東 政信 市立尼崎高等学校長

西川 欣伸 職員課長

石川 一 高校教育課長

### 【事務局】 こども青少年局こども青少年部こども青少年課

教育委員会事務局管理部企画管理課

#### 【資料】 ・次第

- ・資料1 子どもの人権擁護の取組状況について
- ・資料2 体罰のない社会を実現するための基本方針/取組方針
- ・資料3 令和4年度子どもの人権アンケートの調査結果について
- ・資料 4 尼崎市子どものための権利擁護委員会活動報告書(令和3年度実績)
- ・資料 5 教育委員会体罰根絶アクションプランの取組状況(市尼対象取組 抜粋)
- ・資料 6 教育委員会体罰根絶アクションプランの取組状況(全体版)
- ・資料7 高等学校スクール・ミッション、スクール・ポリシーの策定について

## 【次第】開会

- 1 子どもの人権擁護の取組状況について
- (1) 令和4年度子どもの人権アンケートの調査結果について
- (2) 子どものための権利擁護委員会の活動状況について

2 体罰根絶アクションプランンの取組状況について 閉 会

【議事】 (敬称略)

松本 総合教育会議は、市長部局と教育委員会がコミュニケーションできる仕組み として開催している。過去には危機管理を中心に扱うことが多かったが、子ど もたちの教育について、これからの政策を含め実質的な議論をしていきたい。 それでは、議題1「子どもの人権擁護の取組状況について」、こども青少年局 長から説明してください。

森山 (資料1の1~2及び資料3に基づいて説明)

資料3のうち4ページ4「調査対象事案(不適切な行為・言葉遣い等)への対応について」は、教育委員会事務局から説明する。

白畑 体罰認定した1件については、当該教諭に口頭で厳重注意し、当該教諭は指導方法の改善を行うこと、研修を受講させるなど再発防止に努めている。

体罰以外の4件については、教育委員会及び学校長から厳重に注意するとと もに適切な指導方法について指導・助言した。

これら不適切な事例を学校現場と共有することと、教師自らの指導を振り返る研修を行っており再発防止に努めていきたい。

松本 続いて「子どものための権利擁護委員会の活動状況について」説明してください。

森山 (資料1の3に基づいて説明)

資料4については、子どものための権利擁護委員会で年一回行う活動報告をまとめたものなので、ご清覧ください。今年度は11月18日に報告会を行う予定である。

松本 教育委員のみなさまに、ご意見、ご質問をお願いしたい。

徳山 子どものための権利擁護委員会への相談件数が減っているのはどう捉えたらいいのか。広報活動はどうしているのか。

森山 開設当初にすべての児童生徒のご家庭にリーフレットとカードを配った。 広報については子どものための権利擁護委員会でも課題意識があり、昨年 度、同委員会の先生方を中心に相談員とともに子ども達の心に響くようなデザ インを心掛け、リーフレットとカードをリニューアルした。ゴールデンウィー

ク明けに配付予定である。

また、子どもの人権アンケートを 10 月に各家庭に配る際に、同委員会についてもアンケート用紙の中で周知している。

徳山 子どもの人権アンケートは毎年行っているということか。

森山 その通りである。リーフレットとカードについても、年度当初に毎年配付している。

徳山 教育委員としては学校や教育委員会に相談してもらえればと思うが、やはりいろんな場合が考えられるので、子どものための権利擁護委員会ができたからにはしっかり機能してほしい。

意見として、まだなかなか同委員会に電話しようかという意識にはなっていない。保護者の方はどこに何を相談したらいいか分かりにくいので、できれば一緒に整理して案内を作った方がいいと思う。

松本 学校に対する問題意識があるときに、理想は当事者同士で話せるといいが、 直接言うことは難しくても、斜めの関係であれば相談でき問題が大きくならな いということがある。子どものための権利擁護委員会には、そういった役割も 期待される。

周知については引き続き検討していきたい。

中平 子どもの人権アンケートの結果については、教育委員会の方でも詳細に報告があってありがたい。また、学校現場の体罰問題について、教育委員会だけでなく市長部局の子どものための権利擁護委員会と連携しながら対応できるのは、緊張感があって望ましいと思う。

意見として一点目は、今後は発生事案への対処だけでなく、問題の予防についても検証できるのではないか。例えば教室の見えにくい陰を作らないとか、問題の起こりやすい環境を減らせないか。

もう一点、人権については非常に関心を持っており、体罰もその一環であるが、教育環境だけではなく、様々なところで差別的な事象を見聞きする。

最近は、ポリティカルな言説や経済的な論理に寄せるなど、巧妙に抵抗感を 抱かせにくい形で、差別的な言動があるように感じる。その辺の人権意識みた いなものを調べたり学んだり、改めて問い直す機会を一緒に考えたい。

松本 体罰事案を見ても、昔とは随分質が変わっている。体罰に関する認識がガラッと変わっており、効果があるやり方であると感じる。

もちろん、現場の苦労があったと分かった上だが、そういうふうに思う。当時から私自身も感じたところは、体罰をよしと思ってやっている人ばかりではなくて、かなりの部分は、体罰に「なってしまった」という側面がある。その辺の予防も含めて考えていくことは重要である。

増田 大阪府立桜ノ宮高等学校や市立尼崎高等学校の事案を受けて、学校現場でも かなりの研修をしており、残念ながら体罰を起こす事案に関しては指導力不足 ということもあったかと思う。

特に子どもの人権アンケートを実施してから、現場でのお互いのチェック機能や、そういう事案が起こりそうな時には複数で指導を行うような予防策も取っている。

昨年は、管理職、一般教員、部活動指導教員含めてアンガーマネージメントやストレスコントロール、ポジティブな行動支援、行動を肯定的に褒めようとか支援しようというような研修を行った。多くの教職員がそれぞれの学校で教育活動に生かしている。

松本 次は指導力の問題や多忙の問題などと関係してくるところがある。そういう ところも含めて予防策を考えていけるのではないか。

白畑 子どもの人権アンケートを行うようになってから、そのような状況になった ときに教師自ら報告するようになった。かつては体罰をした後に管理職へ報告 せずに保護者からの連絡で事実が分かることがあった。この点、かなり変化が ある。

また、先ほどの中平委員の教室の死角の件についても、現在取り組んでいるところである。

中平 インフラ的な、環境的な部分でできることがある。例えば今は教室の壁がない小学校もあるし、従来すりガラスだったところを透明にするなど、簡単なこともある。

太田垣 毎年の子どもの人権アンケートで細かくいじめ・体罰への目を光らせる環境 を作っていることが伺える。

いじめについては、いつどこでも起こりうるという危機感を持って対応することが大切だ。また、いじめの背景、なぜいじめが起こるかという疑問を、常に学校と家庭と社会に認識させる人権意識の発信が大切だ。

特に、「子どものための人権擁護」といっても、もともと発展途上国で貧困や教育格差というところから発祥した概念だと思うので、日本では子どもが守られるのは当たり前でないかということでなかなか伝わらない。この言葉が、いじめと直結しているということについて、資料4の冊子にはかなり詳しく書

いてあり少し安心したが、コミュニケーションの中でもっと知ってもらえるきっかけを作るべきである。

質問として、子どもの人権アンケートの結果、未然防止できた例はあったのか。匿名なので難しいとは思うが、何か成果があったということがあれば教えてください。

白畑 未然防止としては研修を充実させていることを中心に行っていきたい。

ただ、子どもの人権アンケートの結果、毎年件数は減ってきているので、一 定の成果は徐々に表れていると考える。今後も継続して取り組んでいく。

太田垣 相談窓口の相談員は子どもの声を聴いて代弁者になるというかなりの能力 が問われると思う。資格やそれなりのトレーニングが必要と思うが、その辺を 聞きたい。

自分自身も子どものころに何回言っても大人は分かってくれないという経験があった。

森山 社会福祉士や社会福祉主事資格を持った任用者の方で募集をしているが、他の専門職と同じように、応募者がなかなか集まらないという実態もある。児童相談所等の相談業務が増えているという背景があるかもしれない。

子どもの声をしっかり聴く、子どもにエンパワーメントして子どもが他の方に伝えられるように支援し、できないときは代弁してというアドボカシーについての研修や、専門的に研究されている大学の教員の方から指導を受けて相談業務に生かしている。

正岡 資料1の2ページ、3つの機能に「提言機能」とある。まだ歴史の浅い組織 とは思うが、どこにどのような提言をしたのかお伺いしたい。

また、資料4の活動報告書の配付先を教えてください。

森山 昨年度、学校の校則に関する相談内容があった。子どもの声、保護者の声を 聴き、学校に対しての調査調整を図った上で、子どものための権利擁護委員会 として、教育委員会に提言をした。

ちょうど校則の前提となる国の生徒指導提要に大きな改正があり、それを受けて教育委員会の方でも各学校に校則の見直しについて通知があった。

その後、子どものための権利擁護委員会内で提言をするだけではよくないという議論があり、6月の中学校長会で提言内容を説明する予定だ。また、各学校の校則の見直しにあたりお手伝いできることはないか、手を挙げ方式で何校かを募る提案をすると聞いている。

単に提言をするだけでなくて、一緒に子どもの権利擁護に取り組んでいこうというと議論されていたと聞いている。

活動報告書は、ホームページで公開するほか、各学校にお配りし、各こども施設に設置している。読み物というよりも、待合室のマガジンラックで手に取ってパラパラ見るといったコンセプトで、あえてページ数を少なくしている。次年度以降、何か支障があれば見直していく。

松本 今の提言機能の話もそうだが、もともと教育委員の役割には、学校における 教育活動や教育委員会事務局の仕事について、専門的な目以外も含めてよその 目から見ていくという、いわば議会的な監視機能がある。

市役所も昔は議会と監査だけだったが、今はホームページの情報公開やパブリックコメントなど、行政の意思決定を外から見て関与できる仕組みが増えている。

子どものための権利擁護委員会も、これに従わなければならないという話ではなく、提言をきっかけに議論が生まれ、今の学校の在り方を考える機会になるといい。

仕事も増えるし外から言われて嫌だという感情もあるかもしれないが、子ど

ものための権利擁護委員会を仕組みとして上手に活用し、内部で考え直してい くことが重要である。そのために、使ってもらえる委員会に育てていく。

子どもの人権アンケートも大変だろうが、最近は体罰で逮捕される事案もあ り、社会の認識がどんどん変わっている。体罰というものに根本から向き合う 機会を定期的に作っていく仕組みとして、引き続きやっていきたい。

関連して、現場の先生の負担軽減に向けた取組として、例えばスクールロイ ヤーは先生への大きなサポートとなる。学校の事情が分からない弁護士だと、 全然違う方向のアドバイスになってしまうことがある。教育現場のことを分か った上で、しっかりと子どもに寄り添いながら学校も説明責任を果たせるよう にサポートしていただける方を増やしていく必要がある。

それでは、議題2「体罰根絶アクションプランの取組状況について」教育委 員会から説明してください。

令和元年度の市立尼崎高等学校男子バレーボール部をはじめとする一連の 体罰事案を受けて、令和元年7月に体罰根絶に向けた有識者会議が設置され、 課題や具体的な提言を議論のまとめとしていただいた。その課題や提言にかか る取組を着実に進めるため、「教育委員会体罰根絶アクションプラン」をまと め、学校を含め教育委員会全体でプランに基づき取組を行っている。

資料5は、市尼の取組状況を抜粋したものである。

(資料5に基づいて説明)

全体の取組についても、資料6のとおり、すべての項目が取組済または一部 取組済となり、一定の進捗をしているので、後程ご清覧ください。

德山 この件は、私も悔しくつらい思いをしていた。特に市尼の雰囲気は随分良く なったのではと実感している。体罰も単なる暴力でなく、強い非難、大声での 指導も含まれるので、より繊細なステージに行くのではないか。

自分自身、子育ての中で穏やかでいられない場面があるので、大声を出すそ の辺の原因はなんだろうということを見つめながら意見を言いたい。

意見として、今後もし可能であれば、この有識者会議では本当に真剣に様々 なことを考えて議論していただいたと思うので、同じ構成で、今一度振り返り 検討するのもいいのではないか。

中平 アクションプランについては、鋭意努力されていることをたびたび伺ってき た。

まず、非常に評価が難しいと思う。例えばキャプテン会議において、実態と してどれくらい先生が関与しているのか、生徒が自主的に回せる体制がどれく らいできているのかということは我々に見えないので、適切に評価するのは難 しい。

次に、有識者会議の提言を具体化したわけだが、その具体化が有識者会議の 方向性にあっていたのか、また、有識者会議で提言いただいたものの中には、 非常にハードルが高いものもあるように感じる。

数年実行してきたので、德山委員のおっしゃる通り、フィードバックを受け る時期ではないか。一方的に有識者のお話を伺うだけではなく、学校側から実 際にやってみてどうだったかという現実的な話を出してすり合わせるのもよ いのではないか。

市長としてもフィードバックの必要性を感じる。 松本

> 幼小中高と、教育委員会や事務局の関与の仕方はそれぞれ違っている。高校 は大きくて校長の格も部長級と高く、運営そのものを高校にお任せというスタ ンスになりがちだ。

> 職員の人事や組合対策の問題はやっているが、教育論について教育委員会事 務局と高校が適切なコミュニケーションを取れていない。進学や就職、部活な

> > 5

増田

どでいいことがあればそのときは喜ぶが、高校の中の子どもの教育がどうであ ったかということについて、ほとんど関心を持っていなかった。市全体として の責任だと思う。最終的には学校がやる話だが、そこに教育委員会と事務局が しっかりと関与することで、それが本当に良かったかどうか見ていくのは大変 大事なことだ。

提言の内容が高めであるなら適宜見直していったらいいが、こういうものを よりどころに、検証というといい過ぎかもしれないが、ちゃんと関心を持って 見ていくというのが、教育委員会に求められていることかと思う。

正岡 資料 5 の最後、「進学指導委員会」についてはスポーツ推薦を意識したもの かと思うが、昨年度、実績も踏まえてどういう形でこの進学指導委員会が機能 したのか知りたい。

昨年度、スポーツ推薦で30人が進学した。資料5の「進路指導委員会」は 東 一般的なものであるが、スポーツ推薦に特化したものも必要ではないかという ことで、今年度は体育科長と進路指導部長と相談している。

進路指導は高校生にとって大きな問題なので、常に校長の私が進行管理し、 管理職でグリップしている。

体育科があるので、大学側から声がかかることもある。大学の方も最近は技 能だけでなく、ICTで分析するような学科も増え、単なる技能重視のアスリー トだけでは行けないという現実がある。今後の体育科の在り方も含めて、進路 指導は大事なところと捉えている。

このアクションプランは多大なエネルギーが注がれたものだ。 太田垣

> 先ほど市長が体罰の認識が変わったとおっしゃったが、重要なことと思っ た。ペンで頭頂部を叩いたという事案が体罰に認定されたが、アンコンシャス バイアスというか、無意識の価値観、世代にもよるだろうが良かれと思ってや るという認識がまだまだ根底にある。

> アクションプランも大切だが、教職者の意識のひっくり返しというか、悪い と思ってやっていないというのは、私たちももう分かっているので、先生たち の SOS を発信できる場所も設けてあげないと、やはりしんどいのではないか。

松本 職員課では、相当時間をかけて体罰の定義を作っている。ペンで頭をコツン と叩くのはいいか悪いか、体罰として認めるかどうか、かなり議論をしながら 決めている。

これまでも体罰の認定はあったが、どちらかというと大きく問題が起きて保 護者が教育委員会に訴えて、明らかに問題であれば認定して県に報告するとい う感じだった。県に報告し処分を求めるもの以外を含めて、幅広く体罰である かどうか認定する作業を始めたのは、実は大きな影響があるのではないか。

アンコンシャスからコンシャスにするためにも、緻密な取組が重要である。 市尼のアクションプランについては、部活動が体罰の温床になっていた反省 を受けて、生徒の自主性が尊重されているかという課題もあるが、キャプテン 会議や校長とキャプテンとの直接意見交換も行っている。

また、スポーツを科学的に学ぶという意味では、大阪体育大学と連携して、 スポーツ生理学、ビジネス、心理学を年間 5~6 回学んでいる

アクションプラン全体としても、高校以外の部活動についても指導者ハンド ブックや、部活単位での部活動をホームページに掲載するなど、取組は一定進 んできていると考えている。

しかし、あくまで自己評価であるので、先ほどからご意見をいただいている ように、有識者会議でご議論いただいた内容なので、現在は個別に意見を聞く ことはあるが、全体で集まってということはないが、どういう手法が良いか検 討したい。

白畑

松本 体罰とかいじめの問題というのは、人権の根本の問題だ。総合教育会議については、アクションプランのチェックだけではなくて、継続的に体罰防止に向けた取組はどうなっているかという観点で、こうやって意見交換なり共有をしていきたい。

細かいことになるが、市尼の学校危機管理対応マニュアルについて、以前は 脳震盪に関する理解などは弱かったと思うが、現在はどうなっているか。

東 事故が発生した際、まずすぐに管理職に報告する。いじめ対応と同じように 学年主任、各部の部長、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャ ルワーカーという組織体がある。発生が休日前後であれば、管理職がどの範囲 で対応するか判断する。

松本 当時高校は管理職に報告するという考えがなく、問題が起きてから管理職が 把握するということがあった。現在の実態はどうか。

東 着任したときから管理職に報告するというマニュアルはあるが、迅速ではな かった。各部の部会などで啓発していき、今は例えば休日でも緊急搬送された ときはすぐに報告があるようになった。

また、連絡手段として、(管理職等は) LINE を活用しており役立っている。

松本 危機管理についてしっかり共有できる体制が重要なので、今後も意識をゆる めず引き続き取り組んでほしい。

それでは、案件は以上だが、他に何かあるか。

白畑 二点報告する。

まず、いじめ重大事態にかかる第三者委員会の調査の進捗状況について、令和4年3月の総合教育会議において、尼崎双星高等学校の不登校事案と退学事案の2件について、第三者委員会の調査を開始し、令和4年の夏ごろを目途に報告するとしていたが、どちらも現在も継続して調査中である。

長引いている理由は、調査が進む中で同じ対象者に複数回の聞き取りが必要だったこと、コロナで日程調整がうまくいかなかったと聞いている。

第三者委員会からは令和 5 年夏ごろに報告書を完成させたいと聞いている ので、受け取り次第、改めて報告し共有したい。

次に、市立高校のスクール・ミッションとスクール・ポリシーの策定について、令和4年3月の総合教育会議において、学校の存在意義と社会的役割、目指すべき学校像を再生するために策定した市立高校3校のスクール・ミッションを報告した。

その後、3 校において教職員生徒保護者地域の方から広く意見を聴取しスクール・ポリシーを策定し、各校のホームページですでに発表している。内容は資料7をご覧ください。

増田 今年度の教育委員会の主な取組として、インクルーシブ教育の推進と不登校 児童生徒の支援について報告する。

まず、インクルーシブ教育の推進について、特別支援教育にかかる支援体制の充実策として、小中高等学校において学校生活上の困難に係る支援体制を充実するため、生活介助員を11人増員した。

また、小中学校において発達の特性などにより個別に支援を必要とする児童 生徒への支援体制を充実させるため、特別支援教育支援員を 10 人増員し、各 校に1人ずつ支援員を配置している。

また、尼崎市特別支援教育基本指針に基づいて、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、引き続き特別支援ボランティアやプール介助員を配置するとともに、泊を要する、要しない両方の校外活動において、タクシーの使用や看護師の派遣など、支援体制の充実を図っている。また、「尼崎市学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、学校、病院、市教委が連携

を密にして、市内の学校における医療的ケアを必要とする児童生徒に対して適切な医療ケアを実施するよう努める。

次に、不登校児童生徒への支援について、多様性を認める学びの場づくりのための先進校の視察や有識者会議から知見を得るなどして、不登校特例校の調査研究を行う。また、不登校児童生徒への支援を具体的、計画的、継続的に行っていくために、生徒支援シートを作成してスクリーニングや支援の有効な活用に努め、子ども自立支援員と学校との連携を強化する。

さらに、学校現場における緊急課題に対応するために、スクールソーシャルワーカーの配置体制を見直し、迅速な対応を目指すとともに、不登校に関する相談に対して、よりよい解決に向けた支援を行うため、「ほっとすてっぷ」や「いくしあ」との連携を強化していく。

松本 インクルーシブ関連のタクシー移動の件は、もうやっているのか、これから やりたいということか。

増田 昨年度までは、校外行事において、宿泊を要する場合にのみ利用できた。今 年度からは、宿泊を要しない場合にも同様の対応をできるようにした。

松本 日々の通学ではなく校外行事ということか。

増田 その通りだ。

松本 医療ケア児が通学するための移動支援については課題である。特別支援員や 看護師も少しずつ充実してきて、学校内に入ればサポートがあるのだが。

また、インクルーシブの問題一つとっても、ハードも含めまだ課題もあるにせよ、体制は整いつつある。しかし、体制や人だけではない、普段の学級運営の問題などがこれから大きく残ってくるのではないか。

その辺については、私自身もどうしたらいいのか悩んでいるところがあるので、また皆さんと議論していきたい。

次に、不登校の問題については、不登校の子どもの出席認定だけでなく、その学習をどうやって評価していくかがポイントだ。保健室登校などであれば校 長の範疇として一定の評価をできるが、「ほっとすてっぷ」ではどうか。

増田 「ほっとすてっぷ」では、できる教科については評価をしている。

松本 教育委員会で設置している「ほっとすてっぷ」ではある程度評価ができるが、 フリースクールでは出席認定はできても評価が難しい。学校に行けていなくて も、自分で頑張っている学習をどう評価していけるかが重要である。

徳山 配付しているタブレットを活用してはどうか。

子どもの勉強で使っているが、進捗がメールで届いてよく分かる。苦手分野なども分かるので、フォローできる。

増田 もちろんタブレットは有効なツールである。ただし、不登校の子どもの状態 によるので、それぞれに合わせたツールの利用が必要である。

徳山 最近、通信高校に行くことがありますが、中学校は不登校だった子が、楽し そうに行けている。通う日数が少ないとか、ここまでできたらいいというその 子に応じたレベルを設定してあげているのかもしれませんが。

松本 高校になると急に多様化するので、義務教育で合わなかった子が、定時制や 通信に行って生き生きするということがある。最近では、意欲的な生徒が自ら 選んでいくような通信制も出てきている。

しかし、義務教育では学校に行くことを前提とした制度になっているのが最大の課題だ。国の仕組みではあるが、ここをもう少し工夫していかないと、いつまでたっても不登校の問題はなくならない。

中平 インクルーシブ教育について、疑問に思っていることを言いたい。

インクルーシブのあり方とは、その構造自体の変革である。つまり、構成員のここにインクルーシブな場ができているという理解抜きには成り立たない。

東京都立大学の阿部彩先生によると「社会的包摂政策は、社会の何がその人を貧困や孤立に追い込んだのかを考え、その仕組みを変えていこうとするものである。社会的排除政策は変わることを貧困者に求め、社会的包摂政策は社会が変わることを目指している。」

従来型の自己責任論ではなく、子どもの貧困の問題などのように構造的な問題として捉えて、社会の側が変わっていくというアプローチだ。

つまり、インクルーシブ教育とは、当事者の支援だけでなく、通常級の子ども、教員、保護者、地域の人といったマジョリティー側の理解の変革も必要である。そうしないと支援されている「特別な人」という枠は超えていけない。

次に、政策的な話だが、日本の教育行政は「インクルーシブ教育システム」という名のもとに行われているが、これがいわゆる「インクルーシブ教育」と 差があり、議会や市民との間ですれ違いが起こっているのではないか。

本市としての「インクルーシブ教育」はどういうものか、議論して明確にしていく必要がある。

最後に、会議前の議論で、教育委員会事務局では制度の中で苦労していただいていると伺った。しかし、制度というのは、先に困難や問題があって、後からできるものだ。基礎自治体や学校現場には、どうしてもその制度に収まらない課題や困難を抱えている人たちがたくさんいる。それも含めてこの場では取り組んでいきたい。

松本 皆さん、前向きな議論をありがとうございました。 今後も総合教育会議で議論を続けていきたい。

以上